

令和6年11月25日

保護者各位

光町中央幼稚園長 齊藤恵子
光町中央保育園長 大木美恵
光町保育園長 椎名千早
須賀保育園長 椎名美佐

感染症の登園基準について

園では、感染・発症した子どもの体調ができるだけ速やかに快復するよう迅速かつ適切に対応し、乳幼児が長時間、集団で生活する園内での感染拡大を防止する観点から、学校保健安全法施行規則の基準に準じて、出席停止期間を定めています。

また快復後、登園を再開する際は、保護者や子どもの負担を考慮、保健所・市町・地域医療機関・園嘱託医と協議し、園がその登園基準を決めることとなります。

私たちの地域は、山武・海匝2つの地域の医師会利用が重なる地域であり、医師の考え方も様々で、一律に決めることができなかつたため、園では、すべての感染症について登園許可書を発行していただいていたました。

今後は、保育所における感染症対策ガイドラインに基づき、登園を再開する際には、感染症の概要に記した登園のめやすを参考に、意見書（医師記入） または 登園届（保護者記入） を提出していただくようご協力をお願いします。